

資料3

下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会の審議結果について

1 設置の経緯

- (1) 本市では、令和5年度から令和7年度まで、美浜区の一部地域で下水道管路施設包括的維持管理業務委託を行うこととし、受注者は、総合評価一般競争入札により決定することとしました。
- (2) 入札を行うにあたっては、あらかじめ、申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならず、この場合、2名以上の学識経験者から意見を聞く必要があります。
- （地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項並びに同法施行規則第12条の4）
- (3) 令和4年10月に開催された令和4年度第1回の委員会にて、千葉市下水道事業経営委員会設置条例第7条の規定により本審議部会を設置することを決定しました。

2 委員の構成（敬称略、順不同）

部会長	森田 弘昭	日本大学教授・博士（工学）
副部会長	工藤 秀明	千葉大学名誉教授・博士（経済学）
	菊地 端夫	明治大学教授・博士（政治学）
	佐久間 水月	弁護士
	三上 譲	地方共同法人日本下水道事業団関東・北陸総合事務所次長

3 部会の開催状況

第1回	令和4年10月31日
第2回	令和5年 2月 7日

※第1回及び第2回は、菊地委員欠席

4 審議の概要

第1回	(1) 下水道管路施設包括的維持管理業務委託の概要の審議 (2) 落札者決定基準の審議
(1) 下水道管路施設を取り巻く現状、包括的民間委託で期待される効果、対象とする業務内容及び対象区域について、事務局から説明し、質疑を行いました。 (2) 技術提案書の評価項目、配点等を示した「落札者決定基準」について、本市職員5名で構成される技術審査会（以下、「審査会」という。）での審査を経て作成された事務局案を提示し、質疑後、承認されました。また、「技術提案書の評価」についても部会で審議すべきとの意見が出され、次回の部会で審議することとされました。	

第2回	技術提案書評価（案）の審議
審査会の審査を経て作成された「技術提案書評価案」について、事務局から説明し、質疑後、承認されました。 今回、入札参加者が1者となったことから、この評価結果を受け、この後に開札される入札価格が予定価格の範囲内であれば、落札者として決定することが適当であるとの意見をいただきました。	

【参考】入札の結果

※総合評価の方法

$$\text{評価値（120点）} = \text{価格評価点（60点）} + \text{技術評価点（60点）}$$

$$\text{価格評価点} = \text{配分点（60点）} \times \left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}}\right)$$

$$\text{技術評価点} = (1) + (2) + (3)$$

(1) 企業の経験及び能力（16.5点）

(2) 配置予定技術者の経験及び能力（13.5点）

(3) 実施方針（30点）

※入札の結果

業務名		下水道管路施設包括的維持管理業務委託
落札者		センエー・千葉市下水管路維持協同組合 共同企業体
価格要素 (配分点 60点)	入札額(税抜)	1億7,200万円
	価格評価点	$60 \text{ 点} \times (1 - 172,000,000 / 177,720,000) = 1.931128 \text{ 点}$
技術要素 (配分点 60点)	(1)	16.5点
	(2)	7.5点
	(3)	6.0点
	技術評価点（合計）	30.0点
評価値		31.931128点
契約金額（税込）		1億8,920万円

【参考】関係法令等

＜地方自治法施行令＞

第167条の10の2（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とできる場合）
（1～3略）

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

（6以下略）

＜地方自治法施行規則＞

第12条の4 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（中略）の規定により学識経験者の意見を聴くときは、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。